

# 佐賀大学教養教育運営機構規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第20条第2項の規定に基づき、佐賀大学教養教育運営機構（以下「運営機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 運営機構は、佐賀大学（以下「本学」という。）の教養教育実施機関として、本学の目的、使命にのっとり、全学の教員が担う教養教育を円滑に実施することを目的とする。

(業務)

第3条 運営機構は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 教養教育に関する大学評価に関すること。
- (3) その他教養教育の実施に関すること。

2 前項に定めるもののほか、運営機構は、学部との協議に基づき、全学的に共通する専門教育に係る業務を行うことができるものとする。

(職員)

第4条 運営機構に、次の職員を置く。

- (1) 運営機構長
- (2) 副運営機構長 3人
- (3) その他必要な職員

(運営機構長)

第5条 運営機構長は、本学の専任の教授のうちから選考する。

- 2 運営機構長は、運営機構の業務を掌理する。
- 3 運営機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副運営機構長)

第5条の2 副運営機構長は、本学の専任の教授、准教授及び講師のうちから選考する。

- 2 副運営機構長は、運営機構長を助け、運営機構の業務を整理する。
- 3 副運営機構長の任期は、就任の次年度の3月までとし、再任を妨げない。
- 4 副運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営機構長及び副運営機構長の選考)

第6条 運営機構長及び副運営機構長の選考は、第12条に規定する佐賀大学教養教育運営機構協議会の議を経て、学長が行う。

- 2 運営機構長及び副運営機構長の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(部会)

第7条 運営機構に、教養教育を円滑に実施するため、共通基礎教育科目及び主題科目の区分ごとに部会を置く。

2 運営機構に置く部会は、次のとおりとする。

共通基礎教育科目

外国語部会

健康・スポーツ部会

情報処理部会

主題科目

分野別主題科目

文化と芸術部会

思想と歴史部会

現代社会の構造部会

人間環境と健康部会

数理と自然部会

科学技術と生産部会

共通主題科目

地域と文明部会

(部会への登録等)

第8条 本学の専任の教授，准教授及び講師は，前条第2項に掲げる部会のいずれかに登録し，佐賀大学教養教育運営機構協議会の定めるところにより，教養教育科目を担当するものとする。

2 本学の専任の助教は，前項の規定に準じて部会に登録し，及び教養教育科目を担当することができる。

3 前項に定める者のほか，特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教（時間雇用職員を除く。）は，第1項の規定に準じて部会に登録し，及び教養教育科目を担当することができる。

(任務)

第9条 部会は，次に掲げる任務を行う。

(1) 授業計画（授業科目の設定，時間割の編成，教室配当及び授業クラスの編成等を含む。）の策定に関すること。

(2) 教養教育科目を担当する教員に関すること。

(3) 教養教育科目を担当する非常勤講師の任用計画の策定に関すること。

(4) 教養教育の実施のための経費に関すること。

(5) 教養教育カリキュラムの調整に関すること。

(6) 教養教育科目に係る試験等に関すること。

(7) 部会の大学評価に関すること。

(8) その他教養教育の実施に関し必要なこと。

(部会長及び幹事)

第10条 部会に，部会長及び幹事若干人を置く。

2 部会長及び幹事は，本学の専任の教授，准教授及び講師のうちから選考する。

3 部会長及び幹事は，当該部会に所属する教員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の業務を整理し、幹事は、部会を円滑に運営するため、部会長を補佐する。

5 部会長及び幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 部会長又は幹事に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。  
(部会教員会議)

第11条 部会長は、必要に応じ、部会教員会議及び部会幹事会を開催するものとする。

2 部会教員会議及び部会幹事会については、別に定める。  
(協議会)

第12条 運営機構に、その管理運営に関する重要な事項を審議するため、佐賀大学教養教育運営機構協議会(以下「協議会」という。)を置く。  
(審議事項)

第13条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 部会の構成及び改編等に関すること。
- (3) 教養教育科目担当非常勤講師の任用に関すること。
- (4) 運営機構の予算及び決算に関すること。
- (5) 運営機構及び協議会に関する大学評価に関すること。
- (6) その他運営機構の管理運営に関すること。

(組織)

第14条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 運営機構長
- (2) 副運営機構長
- (3) 各部会長
- (4) 各部会の幹事から選出された教員 各3人
- (5) 高等教育開発センターから選出された教員 1人

(議長)

第15条 協議会に議長を置き、運営機構長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集し、その議事を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した副運営機構長がその職務を代行する。

(議事)

第16条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会等)

第17条 協議会に、運営委員会その他必要な委員会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、運営委員会の議決をもって、協議会の議決とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第18条 協議会が必要と認めたときは、協議会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開講座)

第19条 運営機構の主催する公開講座については、協議会の議を経て、これを行うものとする。

(事務)

第20条 運営機構の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、運営機構に関し、必要な事項については、協議会の議を経て、運営機構長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命される機構長及び副機構長の選考は、国立大学法人佐賀大学の初代部局長等の選考に関する規則（平成16年1月16日制定）に基づき選出された候補者を第6条の規定により選考されたものとみなし、学長が行うものとする。

附 則（平成16年5月21日改正）

この規則は、平成16年5月21日から施行する。

附 則（平成17年12月21日改正）

この規則は、平成17年12月21日から施行する。

附 則（平成18年3月16日改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月21日改正）

- 1 この規則は、平成20年11月21日から施行する。
- 2 改正後の第8条第2項の規定により、本学の専任の助教が部会に登録し、及び教養教育科目を担当しようとする場合は、当分の間、当該助教の所属する学部等の長の推薦を要するものとする。

附 則（平成21年9月18日改正）

この規則は、平成21年9月18日から施行する。

附 則（平成22年11月24日改正）

この規則は、平成22年11月24日から施行する。